

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その88)

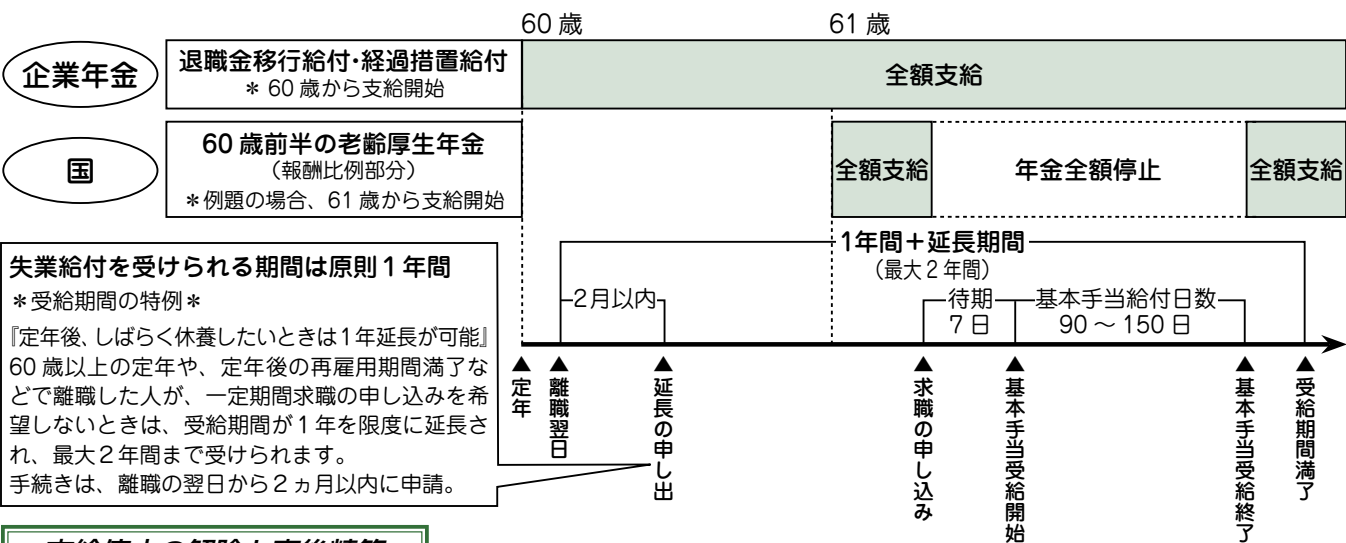
## 年金と失業給付との調整について

Q

私は昭和28年11月1日生まれで、61歳から報酬比例部分の老齢厚生年金が受給開始になります。定年退職後、1年半休養してから、失業給付を受給しようと思っていますが、その場合老齢厚生年金はもらえるのでしょうか？ 失業給付の給付日数は150日あります。

A

失業給付を受けている間は、65歳未満の特別支給の老齢厚生年金は全額停止されます。支給が停止される期間は、求職を申し込んだ月の翌月から、失業給付の基本手当を受給している間、または所定給付日数に至った月までの間になります。あなたの場合、1年後に失業給付を受けると、老齢厚生年金が支給開始になっているので、失業給付を受給している間は全額停止されます。



### 支給停止の解除と事後精算

老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申し込みをした日の属する月の翌月から、失業給付の基本手当の受給期間が満了した日の属する月までの期間について支給停止されます。

年金は月単位で支給停止されますので、求職の申し込みの時期により、人によって年金の支給停止月数が異なるという不合理が生じます。そのため、基本手当の受給期間満了時に、一定の調整を行います。(事後精算)

具体的には、下記の式で計算した支給停止解除月数が1以上である場合は、その月数分の停止が解除され、さかのぼって年金が支給されます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月数} - \text{基本手当の支給対象となった日数} \div 30$$

(例) 1/29に求職申し込みをした場合、7日の待期後の2月に基本手当が支給され、7月に基本手当の支給が満了します。その結果、求職の申し込みをした日の属する翌月2月分から、受給期間満了した日の属する7月分までの6ヵ月が年金の支給停止期間となりますが、失業給付受給日数は合計で150日なので、事後精算の結果、2月~6月の5ヵ月間に調整されます。

$$\begin{aligned} \text{支給停止解除月数} &= 6 \text{ヵ月} - 150 \text{日} \div 30 \\ &= 1 \text{ヵ月} \end{aligned}$$

